

平成28年度外部評価シート

1 概要（第4次長期総合計画に掲げる事項）		
NO、施策名	11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
施策の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進める。</li> <li>・関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図る。</li> </ul>	
NO、基本事業名	11-02	親と子の健康の確保及び増進
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくため、母子手帳の交付や両親学級、乳幼児健康診査など各種健診、育児相談などの母子保健サービスの向上に努める。</li> <li>・出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、出産や子育てに関する情報の提供と相談窓口の強化を図る。</li> </ul>	
NO、基本事業名	11-04	家庭・地域における子育て力の向上
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、地域で子どもの育ちと子育てを支える環境整備に努める。地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成の活動を支援する。</li> <li>・子ども家庭支援センターを中核とし、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関の調整、要支援家庭サポート、在宅サービスの提供の機能を充実する。</li> <li>・地域子育て支援センターを子育て親子の交流を支援拠点とし、子育てに関する相談・支援等を充実する。</li> <li>・子どもの年齢に応じ自由に遊べ、安全な居場所づくりに努める。</li> <li>・市内各保育園の育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など、地域活動の充実に努める。</li> </ul>	

2 当該基本事業に属する事務事業		
事務事業番号	事務事業名	「施策の基本的な考え方」及び「基本事業に係る基本的な方向性」に照らした所管課評価（貢献度評価）
11-02-08	育児相談事業	乳幼児期の保護者の育児不安の解消、孤立化防止のため、妊娠・出産や子育てに関する個別相談事業としての機能を果たしていると考ええる。
11-02-09	乳幼児経過観察健診心理相談（個別・集団）事業	発達・心理面で経過観察が必要とされた児へ、心理面の個別相談や遊びを取り入れた小集団指導を行うことにより、児の発達促進や保護者への育児支援を行う事業としての機能を果たしていると考ええる。
11-02-11	母子保健事業に係る家庭訪問・面接・電話相談事業	随時、電話・面接・訪問等個別に相談を受けることにより、対象者の課題解決、不安や心配の軽減を図ることができる事業として機能を果たしていると考ええる。
11-04-02	子ども家庭支援センター運営事業	虐待対応が児童相談所から住民により身近な地域で求められてきており、関係機関と連携しながら、子育て家庭が必要とする総合相談、指導、助言その他必要な支援をいつつ、安心して子育てができる事業として、一定の機能を果たしていると考ええる。
11-04-03	地域の子育て支援事業（地域交流の場の提供事業）	保育所保育指針に則り、育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事などの活動を行うことで、保育所が地域の子育ての拠点としての機能を果たしているものと考えている。
11-04-04	地域子育て支援センター事業	子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換、子育て相談などに、気軽に利用できる地域の子育て支援拠点として、下里しおん保育園の独自性も活用しながら、一定の機能を果たしていると考ええる。
11-04-14	利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する事業として、一定の機能を果たしていると考ええる。

### 3 評価の視点

だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりのためには、出産や子育ての不安を解消していける体制の充実が求められる。そのためには、子育てに関する相談体制の整備が欠かせない。このような観点から、当市の相談事業についてその貢献度の評価を求めるとともに、より効果的、効率的な子育て相談体制の整備に向けた提言を求めるものである。

### 4 外部評価結果

出産や子育てに関する相談業務については、子どもの年齢や相談の内容によって、窓口となる部署が複数に跨っており、利用者にとってわかりづらいのではないかと懸念される。また、相談内容も各部署ごとに管理していることから、相互の連携支援が図りづらいのではないかとと思われる。

国からは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援についての方策が示されているが、出産や子育てに関する相談業務は、単に事業を実施するだけではなく、市民にとってわかりやすい一体的な相談体制を整備していく必要がある。

市民が相談したい場合にまずここに相談すればよいといった各事業への入り口となる機能をもった窓口を設置するなど、市民にわかりやすい仕組みについて検討する必要がある。

相談者の相談内容などについては、個人情報の保護といった観点にも留意した上で、関係する部署間で情報共有して効果的な支援ができるような体制の構築が必要であると考えている。

### 5 外部評価結果に対する市としての方針

妊産婦や母親の孤立感、負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のないサポートを行っていくことが必要と考えています。

相談事業については現行体制においても市内連携を図る中で一定の対応はできているものの、当市の窓口体制は子どもの年齢や相談内容により異なっており、利用者のわかりやすさや情報の共有といった面ではいくつかの課題があると考えています。

今後は、国が示す仕組みである「子育て世代包括支援センター」の対応も視野に入れ、市民にとってわかりやすく利便性のよい相談体制の構築を目指し検討していきます。